

大田区民間保育所等における地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱

令和 5 年 2 月 15 日 4 こ保発第 15849 号 区長決定
改正 令和 6 年 3 月 14 日 5 こ保発第 16126 号 区長決定
改正 令和 7 年 5 月 2 日 7 こ保発第 10371 号 区長決定
改正 令和 8 年 4 月 1 6 日 8 こ保発第 10283 号 区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、大田区民間保育所等における地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日 28 こ保発第 13961 号区長決定。以下「実施要綱」という。）に規定する地域子育て支援拠点事業の実施者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる事業は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所（以下「保育所」とする。）において、常設の地域子育て支援拠点（以下「拠点施設」という。）を開設し、子育てについての相談、情報提供及び援助を行う、地域子育て支援拠点事業（以下「補助事業」という。）とする。

(補助金交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、保育所において補助事業を実施する者（以下「実施者」という。）とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、実施要綱第 3 条に規定する事業（以下「基本事業」という。）の実施に係る運営経費とする。

2 基本事業に加え、地域の子育て拠点として、次の各号に掲げる地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（以下、「加算事業」という。）のいずれかを実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関、子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細やかな支援を実施する場合においては、当該業務を円滑に実施するための経費も、補助対象経費とする。

- (1) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した大田区一時保育事業実施要綱（平成 24 年 3 月 30 日 23 こ保発第 13297 号）に規定する一時預かり事業（法第 6 条の 3 第 7 項に定める事業をいう。以下同じ。）又はこれに準じた事業の実施
- (2) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した放課後児童健全育成事業（法第 6 条の 3 第 2 項に定める事業をいう。）又はこれに準じた事業の実施
- (3) 拠点施設を拠点とした乳児家庭全戸訪問事業（法第 6 条の 3 第 4 項に定める事業をいう。）又は養育支援訪問事業（法第 6 条の 3 第 5 項に定める事業をいう。）の実施

(4) その他拠点施設を拠点とした区独自の子育て支援事業（未就学児をもつ家庭への訪問活動等をいう。）の実施

(補助金交付額)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と別表に規定する補助基準額を比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助条件)

第6条 区長は、補助金の交付に当たっては、補助条件を付するものとする。

(交付申請)

第7条 実施者が、第4条に規定する経費について補助金の交付を受けようとするときは、区長が別に定める期日までに大田区民間保育所等における地域子育て支援拠点事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 区長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、大田区民間保育所等における地域子育て支援拠点事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、実施者に通知するものとする。

2 前項の場合において、区長は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助事業の遂行を不当に困難とさせない範囲において、交付申請に係る事項につき修正を加えて交付の決定をすることができるものとする。

3 第1項の規定により補助金の交付決定を受けた実施者（以下「補助実施者」という。）は、第1項の決定の内容に異議があるときは、当該通知受領後指定する期日までに申請の撤回をすることができる。

4 区長は、第1項の審査の結果、補助金を交付できないものと決定したときは、速やかにその理由を付して実施者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 区長は、前条の規定により交付の決定をした場合において、次に掲げる事情が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(1) 補助実施者が天変地異その他補助金の交付決定後生じた事情により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(2) 補助実施者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないとき（補助実施者の責に帰すべき事情による場合を除く。）。

(3) 補助実施者が補助事業に要する経費（補助金によって賄われる部分を除く。）を負担することができないとき（補助実施者の責に帰すべき事情による場合を除く。）。

2 前項の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費（以下「解約経費」という。）に係る補助金を交付することができる。

- (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

3 前項の解約経費の額の補助金の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

4 前条の規定は、第1項の規定により措置した場合について準用する。

（承認事項）

第10条 補助実施者は、次の各号のいずれかに該当する事項が生じた場合は、大田区民間保育所等における地域子育て支援拠点事業補助金補助事業変更・中止・廃止承認申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添えて、区長が別に定める期日までに提出しなければならない。ただし、第1号及び第2号に規定する事項のうち、軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、大田区民間保育所等における地域子育て支援拠点事業補助金補助事業変更・中止・廃止承認書（別記第4号様式）により、補助実施者に通知するものとする。

3 区長は、前項の変更交付決定に際し、条件を付することができる。

（事故報告等）

第11条 区長は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助実施者をしてその理由その他必要な事項を書面により報告させるものとする。

2 区長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに補助実施者にその処理について適切な指示をするものとする。

（状況報告等）

第12条 区長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、補助実施者をして補助事業の遂行の状況に関し報告させるものとする。

2 区長は、前項の報告を受けた場合において必要があるときは、補助実施者にその処理について適切な指示をするものとする。

（遂行命令等）

第13条 区長は、補助実施者による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助実施者の行う補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助実施者に対

し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 区長は、補助実施者が前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

3 区長は、前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合において、補助実施者が当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第18条第1項第3号の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 補助実施者は、第4条に規定する経費についての補助金の請求をするときは、大田区民間保育所等における地域子育て支援拠点事業補助金交付請求書(別記第5号様式)に必要な書類を添えて、区長が別に定める期日までに補助金を請求しなければならない。

2 区長は、補助実施者から前項の請求があった場合は、審査の上、適当と認めるときは、概算払いにて支払うものとする。

(実績報告)

第15条 補助実施者は、補助事業が完了したとき又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、区長が別に定める期日までに大田区民間保育所等における地域子育て支援拠点事業実績報告書(別記第6号様式)により区長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大田区民間保育所等における地域子育て支援拠点事業補助金交付額確定通知書(別記第7号様式)により補助実施者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第17条 区長は、前条の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助実施者をして、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

2 第18条の規定は、前項の命令により補助実施者が必要な措置をした場合について準用する。

(決定の取消し)

第18条 区長は、補助実施者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽り或其他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこ

の要綱に違反したとき。

- 2 第8条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第19条 補助実施者は、補助金の交付決定を取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、区長が別に定める期限までに、当該額を区長に返還しなければならない。

- 2 区長は、補助実施者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第20条 補助実施者は、第18条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付するものとする。

- 2 補助実施者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付するものとする。

- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第21条 区長は、前条第1項の規定により加算金の納付を命じた場合において、補助実施者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第22条 区長は、第20条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第23条 区長は、補助実施者に対し補助金の返還を命じ、補助実施者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第 24 条 補助実施者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、取得価格又は効用の増加の価格が単価 50 万円以上の機械器具等（以下「財産」という。）については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄することができないものとする。

2 補助実施者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、造作買取請求権その他の権利が生じたときは、その処分につき区長の承認を受けるものとする。

3 区長は、補助実施者が、前項の規定により区長の承認を受けて財産を処分する場合において、補助実施者の収入が発生したときは、収入の全部又は一部を納付させることができるものとする。

4 補助実施者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

5 補助実施者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに区長に報告しなければならない。この場合において、補助実施者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下この号において「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

6 区長は、前項の規定による報告があったときは、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることができるものとする。

7 補助実施者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

8 補助実施者は、補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

9 補助実施者が補助事業を行うために締結する契約は、原則として一般競争入札に付するなど区が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

10 補助実施者は、補助事業により保育所等の整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受けて取得した財産について、取壊し等の財産処分を行う場合には、厚生労働大臣又は関東信越厚生局長の承認を受けなければならない。また、都の補助金を受けて取得した財産については、知事の承認を受けなければならない。

（関係書類の整理保管）

第 25 条 補助実施者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収

入及び支出について証拠書類等の関係書類を整理し、かつ、当該帳簿及び関係書類を、当該事業完了後５年間保管しておかなければならない。

(委任)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、所管する部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和４年４月１日から適用する。
- 2 この要綱は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの要綱の規定による補助金の交付決定を受けた申請者については、引き続き効力を有する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。